

補助対象外事業

- 売買目的の発電事業
- 取壊し、処分のみを行う事業
- 農林漁業（第一次産業）の生産に係る事業
- 民泊、農泊事業
- 風俗営業に係る事業（要風営法許可業種）
- 他の補助金を受けている事業